

## 公立学校建物の耐力度調査実施要領

平成 30 年 4 月 2 日  
29 文科施第 422 号  
文教施設企画部長決定

## 1 目的

この実施要領は、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」に規定する公立学校建物の耐力度の測定に関して必要な事項を定め、もって公立学校建物の整備の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 調査者等

## (1) 市町村立学校の建物

当該学校を設置する市町村教育委員会の施設担当者を調査者とし、都道府県教育委員会の技術吏員を確認者とする。

## (2) 都道府県立学校の建物

当該学校を設置する都道府県教育委員会の技術吏員を調査者とする。確認者は、調査者以外の技術吏員とする。

(3) 調査者は原則として 1 級建築士資格を有するものとする。ただし、市町村にあつては、1 級建築士資格を有するものがない場合はこの限りでなく、その場合、調査者は確認者の協力を得ながら耐力度調査を行うこととする。

確認者は原則として 1 級建築士資格を有するものとする。ただし、木造建物に限り都道府県教育委員会の技術吏員、市町村教育委員会の施設担当者及び設計事務所等の技術者は、2 級建築士でもよいこととする。

(4) 確認者は、調査者の作成した耐力度調査票等の内容について書類審査を行う。ただし、書類審査の結果、疑問点その他の理由で現地調査の必要が生じた場合は、現地調査を行うこととする。

(5) 市町村又は都道府県が耐力度調査を設計事務所等に委託した場合、調査者は当該設計事務所等の耐力度調査結果を現地にて照合する。

## 3 実施方法

## (1) 一般の場合

別紙 1 の「公立学校建物の耐力度調査説明書」による。

## (2) 耐力度簡略調査票又は耐力度調査票（耐震診断未実施用）による場合

木造建物において、昭和 56 年以前の基準で建てられた耐震診断が未実施の学校建物の場合は、別紙 1 のⅢ－6 の「耐震診断未実施建物の耐力度調査票」によることができるものとする。

鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造の建物において、昭和 56 年以前の基準で建てられた耐震診断が未実施の学校建物で、延べ床面積が 200 m<sup>2</sup>未満の小規模建物の場合は、別紙 1 のⅠ－7 又はⅣ－6 の「耐力度簡略調査票」によることができるものとする。

## (3) 鑑定による場合

(1) 又は (2) により耐力度を測定することができない場合又は適当でないと認められる場合は、別紙 2 の「公立学校建物の鑑定による耐力度調査説明書」によることができるものとする。